



# 鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)  
号外第 27 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（8）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 6
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（9）（〃）・・・・・・・・・・ 9
	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（10）（〃）・・・・・・・・・・ 10
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 （11）（〃）・・ 13
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（12）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 17
	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例（13）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
	鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例（14）（〃）・・・・・・・・・・ 19
	鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例（15）（〃）・・・・・・・・ 20
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（16）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

==== 公布された条例のあらまし ====

◇職員の給与に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の通勤手当の額の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 自動車等を使用することを常例とする職員に対する通勤手当の額を次のとおり改める。

使用距離（片道）	金額
4キロメートル未満	1,600円
4キロメートル以上6キロメートル未満	2,700円
6キロメートル以上8キロメートル未満	3,800円
8キロメートル以上10キロメートル未満	4,900円
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,000円
12キロメートル以上14キロメートル未満	7,100円
14キロメートル以上16キロメートル未満	8,200円
16キロメートル以上18キロメートル未満	9,300円
18キロメートル以上20キロメートル未満	1万400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	1万2,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	1万5,000円
30キロメートル以上35キロメートル未満	1万7,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	2万400円
40キロメートル以上45キロメートル未満	2万3,100円
45キロメートル以上50キロメートル未満	2万5,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	2万8,500円
55キロメートル以上60キロメートル未満	3万1,200円
60キロメートル以上65キロメートル未満	3万3,900円
65キロメートル以上70キロメートル未満	3万6,600円
70キロメートル以上75キロメートル未満	3万9,300円
75キロメートル以上80キロメートル未満	4万2,000円
80キロメートル以上85キロメートル未満	4万4,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	4万7,400円
90キロメートル以上	5万100円

(2) 特別急行列車を利用することを常例とする職員に対する通勤手当の額を、特別料金等の額の3分の2（現行 2分の1）に引き上げる。

(3) 特別急行列車を利用することを常例とする職員に対する通勤手当の額の見直しに伴い、ノーマイカーデー運動に参加する職員の通勤手当の額を改める。

(4) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

義務教育費国庫負担金の算定基準額の引き上げを踏まえ、公立学校の教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事したときに支給される教員特殊業務手当について、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 教員特殊業務手当の額を次のとおり引き上げる。

区分	手当の額
ア 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1 時間以上 2 時間未満 900円 (現行 750円)
	2 時間以上 3 時間未満 1,800円 (現行 1,500円)
イ 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	3 時間以上 4 時間未満 2,700円 (現行 2,250円)
	4 時間以上 5 時間未満 3,600円 (現行 3,000円)
	5 時間以上 6 時間未満 4,500円 (現行 3,750円)
ウ 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日又は休日等に行うもの	6 時間以上 5,400円 (現行 4,500円)
エ 農場等の管理業務、家畜及び家畜舎等の管理業務又は家畜等の分娩の補助に係る業務で夜間又は週休日若しくは休日等に行うもの	

(2) 施行期日は、平成30年 4月 1日とする。

◇職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

国家公務員の退職手当の給付水準の見直しが行われたことを踏まえ、職員の退職手当の支給水準を引き下げる。

2 条例の概要

- (1) 退職手当に係る調整率を100分の83.7 (現行 100分の87) とする。
- (2) 施行期日は、平成30年 4月 1日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による職員の派遣を行うことができる特定法人へ新たに職員を派遣すること及び職員を派遣する公益的法人等を追加することに伴う所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取空港ビル株式会社を職員を退職派遣する特定法人とする。
- (2) 特定法人への退職派遣に係る規定の整備を行う。
- (3) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、公益財団法人鳥取県市町村振興協会を加える。
- (4) 職員を派遣することができる法人の名称の変更に伴う所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成30年 4月 1日とする(3)及び(4)に関する事項を除き、平成30年 7月 1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,782人	2,855人

一般会計支弁に係る職員	2,772人	2,845人
監査委員の事務局の職員	14人	15人
企業局の職員	60人	59人
県費負担教職員	4,065人	4,097人

(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県行政組織条例の一部改正について

1 条例の改正理由

給与の支払事務その他の内部の管理事務を効率的に処理するため、総務部において集中的に処理を行うものとする。

2 条例の概要

- (1) 会計管理者の分掌事務であった庶務の集中処理に関する事項その他の内部の管理事務の集中処理に関する事項を総務部の所掌事務とする。
- (2) 部局以外の組織である会計管理者の名称を会計管理局に改める。
- (3) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県東部生活環境事務所の廃止に伴い、新たに建築住宅事務所を設置する。

2 条例の概要

- (1) 建築に関する事務を所掌する建築住宅事務所として、鳥取県東部建築住宅事務所を新たに設置し、名称、位置及び所管区域について定める。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人評価委員会の所掌事務を新たに定める。

2 条例の概要

- (1) 地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法に規定する事務のほか、知事が行う中期計画の作成又は変更に係る認可及び業務の実績に関する評価について意見を述べる事務を行うこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県行政に関する調査審議を行う附属機関について、新設、統合、廃止及び名称の見直し等を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事及び教育委員会の附属機関として、次の事項を調査審議する附属機関を新たに定める。
  - ア 補助金等の採択等に関する事項
  - イ 随意契約の相手方を公募等により決定する場合の相手方の選定に関する事項又は総合評価一般競争入札を実施する場合の落札者の決定に関する事項
- (2) 知事の附属機関のうち鳥取県職員一般疾患健康管理審査会など55の附属機関を鳥取県職員健康管理審査会など9の附属機関に、教育委員会の附属機関のうち鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会など13の附属機関を鳥取県教育委員会職員健康管理審査会など5の附属機関に、それぞれ統合する。
- (3) 知事の附属機関のうち鳥取県版業務継続計画策定推進会議など26の附属機関を、教育委員会の附属機関

のうち鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会など8の附属機関を廃止する。

(4) 教育委員会の附属機関のうち鳥取県立高等学校運営指導委員会の名称を改める。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第8号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤手当) 第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道<u>4</u>キロメートル未満である職員 <u>1,600円</u></p> <p>イ 使用距離が片道<u>4</u>キロメートル以上<u>6</u>キロメートル未満である職員 <u>2,700円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道<u>6</u>キロメートル以上<u>8</u>キロメートル未満である職員 <u>3,800円</u></p> <p>エ 使用距離が片道<u>8</u>キロメートル以上<u>10</u>キロメートル未満である職員 <u>4,900円</u></p> <p>オ 使用距離が片道<u>10</u>キロメートル以上<u>12</u>キロメートル未満である職員 <u>6,000円</u></p> <p>カ 使用距離が片道<u>12</u>キロメートル以上<u>14</u>キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>キ 使用距離が片道<u>14</u>キロメートル以上<u>16</u>キロメートル未満である職員 <u>8,200円</u></p> <p>ク 使用距離が片道<u>16</u>キロメートル以上<u>18</u>キロメートル未満である職員 <u>9,300円</u></p> <p>ケ 使用距離が片道<u>18</u>キロメートル以上<u>20</u>キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u></p> <p>コ 使用距離が片道<u>20</u>キロメートル以上<u>25</u>キロメートル未満である職員 <u>1万2,300円</u></p>	<p>(通勤手当) 第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道<u>5</u>キロメートル未満である職員 <u>2,200円</u></p> <p>イ 使用距離が片道<u>5</u>キロメートル以上<u>10</u>キロメートル未満である職員 <u>4,800円</u></p> <p>ウ 使用距離が片道<u>10</u>キロメートル以上<u>15</u>キロメートル未満である職員 <u>8,000円</u></p> <p>エ 使用距離が片道<u>15</u>キロメートル以上<u>20</u>キロメートル未満である職員 <u>1万1,200円</u></p> <p>オ 使用距離が片道<u>20</u>キロメートル以上<u>25</u>キロメートル未満である職員 <u>1万4,400円</u></p>

サ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,000円

シ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万7,700円

ス 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万400円

セ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万3,100円

ソ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万5,800円

タ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,500円

チ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万1,200円

ツ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 3万3,900円

テ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 3万6,600円

ト 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 3万9,300円

ナ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 4万2,000円

ニ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 4万4,700円

ヌ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 4万7,400円

ネ 使用距離が片道90キロメートル以上である職員 5万100円

(3) 略

3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万7,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 2万800円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万4,000円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万7,200円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 3万400円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万3,600円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万6,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 4万円

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 4万3,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上である職員 4万6,400円

(3) 略

3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを

<p>利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の<u>3分の2</u>に相当する額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に第1号に掲げる額を加えた額（当該額が0円を下回るときは、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額）に第2号に掲げる額を加え、第3号に掲げる額を減じた額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者が特定日における通勤のため利用しその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車（その者が常例として利用するものを除く。）について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額の<u>21分の2</u>に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(3) 略</p> <p>7～9 略</p>	<p>利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の<u>2分の1</u>に相当する額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に第1号に掲げる額を加えた額（当該額が0円を下回るときは、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額）に第2号に掲げる額を加え、第3号に掲げる額を減じた額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者が特定日における通勤のため利用しその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車（その者が常例として利用するものを除く。）について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額の<u>14分の1</u>に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(3) 略</p> <p>7～9 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(人事委員会への委任)
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。



職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第 9 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>900円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1,800円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>2,700円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>3,600円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>4,500円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>5,400円</u></p> <p>（4） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務次に掲げる業務に従事した時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 1時間以上2時間未満 <u>750円</u></p> <p>イ 2時間以上3時間未満 <u>1,500円</u></p> <p>ウ 3時間以上4時間未満 <u>2,250円</u></p> <p>エ 4時間以上5時間未満 <u>3,000円</u></p> <p>オ 5時間以上6時間未満 <u>3,750円</u></p> <p>カ 6時間以上 <u>4,500円</u></p> <p>（4） 略</p> <p>3 略</p>

#### 附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第10号**

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～28 略	1～28 略
29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第 3 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第 8 条の 3 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。	29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第 3 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。この場合において、第 8 条の 3 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。
30～38 略	30～38 略

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
(施行期日等)	(施行期日等)
1・2 略	1・2 略
(経過措置)	(経過措置)
3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第 1 項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第 5 項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第 3 条から第 5 条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第 3 条から	3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第 1 項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第 5 項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第 3 条から第 5 条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第 3 条から

<p>第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>4～37 略</p>	<p>第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>4～37 略</p>
---	---

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第 1 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び附則第 29 項から第 31 項まで、附則第 9 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第 4 項において「条例第36号」という。）附則第 3 項から第 6 項まで並びに附則第 13 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第 12 項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第 29 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ <u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあって</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより第 1 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び附則第 29 項から第 31 項まで、附則第 9 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第 4 項において「条例第36号」という。）附則第 3 項から第 6 項まで並びに附則第 13 項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第 12 項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第 29 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ <u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、</p>

<p>は、<u>104分の83.7</u>) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで（附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、条例第36号附則第3項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～8 略 （職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>9・10 略 （鳥取県の休日を守る条例の一部改正）</p> <p>11 略</p>	<p><u>104分の87</u>) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで（附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、条例第36号附則第3項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～8 略 （職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>9・10 略 （鳥取県の休日を守る条例の一部改正）</p> <p>11 略</p>
--	--

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第11号**

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、<u>第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項並びに</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第43条第3項の規定に基づき、公益的法人等（法第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ <u>公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会</u></p> <p>サ <u>公益財団法人鳥取県市町村振興協会</u></p> <p>シ 略</p> <p>ス 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項<u>並びに第9条並びに</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び第43条第3項の規定に基づき、公益的法人等（法第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p>

<p>セ 略</p> <p>ソ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(報告)</p> <p>第9条 略</p> <p>(特定法人)</p> <p><u>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、鳥取空港ビル株式会社とする。</u></p> <p>(退職派遣者とならない職員)</p> <p><u>第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。</u></p> <p>(退職派遣者を採用する場合)</p> <p><u>第12条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合</u></p> <p>ア <u>退職派遣者の特定法人の業務への従事が又はこの条例の規定に適合しなくなった場合</u></p> <p>イ <u>法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合</u></p> <p>ウ <u>退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合</u></p> <p>エ <u>退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合</u></p> <p>(3) <u>公務上の必要その他特別の事情により退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合</u></p> <p>(退職派遣者を採用しない場合)</p> <p><u>第13条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者</u></p>	<p>シ <u>一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会</u></p> <p>ス 略</p> <p>セ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(報告)</p> <p>第9条 略</p>
--	---

が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分を行うことが適当であると認められるときとする。

(取決めで定める事項)

第14条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項
- (2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する給与条例の特例)

第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。)に関する給与条例第12条の2第1項第1号の規定の適用については、特定法人において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を同号に規定する通勤とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関する退職手当条例の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条の表2の項(5)、第5条の表1の項(2)及び第8条の2第1項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条の表2の項(4)、第5条の表2の項(6)及び第8条の2第1項の通勤による傷病とみなす。

第18条 職員が法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人であって、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項に

<p>おいて同じ。)に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ退職手当を支給されないで引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者(役員を含む。以下この項において同じ。)としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(以下「特定法人役職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第10条第1項の規定により職員として採用された場合においては、その者の退職手当条例第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第9条(第5項を除く。)の規定を準用して計算する。</p> <p>3 法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>(報告)</p> <p>第19条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第20条 略</p>	<p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第10条 略</p>
---	------------------------------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年4月1日から施行する。(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)
- 改正後の鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条から第19条までの規定は、平成30年7月1日以後に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。



鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第12号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,782人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,772人</u> イ 略 (2)・(3) 略 (4) 監査委員の事務局の職員 <u>14人</u> (5)～(7) 略 (8) 企業局の職員 <u>60人</u> (9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>4,065人</u> 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 知事の事務部局の職員 <u>2,855人</u> ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,845人</u> イ 略 (2)・(3) 略 (4) 監査委員の事務局の職員 <u>15人</u> (5)～(7) 略 (8) 企業局の職員 <u>59人</u> (9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>4,097人</u> 2 略

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第13号**

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 職員の人事、給与（給与の支払を除く。）及び厚生福利に関する事項</p> <p>（6）～（12） 略</p> <p><u>（13） 給与の支払その他の内部の管理事務の集中処理に関する事項</u></p> <p><u>（14） 略</u></p> <p>（部局以外の組織及び分掌事務）</p> <p>第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理局</u>を部局の外に置く。</p> <p>2 <u>会計管理局</u>に長を置き、会計管理者とする。</p> <p>3 会計管理者は、<u>会計管理局</u>の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</p> <p>4 略</p>	<p>（総務部の所掌事務）</p> <p>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 職員の人事、給与及び厚生福利に関する事項</p> <p>（6）～（12） 略</p> <p><u>（13） 略</u></p> <p>（部局以外の組織及び分掌事務）</p> <p>第15条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項、<u>建設事業の評価に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項</u>を分掌させるため、<u>会計管理者</u>を部局の外に置く。</p> <p>2 <u>会計管理者</u>に長を置き、会計管理者とする。</p> <p>3 会計管理者は、<u>会計管理者</u>の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第14号**

鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(<u>建築住宅事務所</u>)</p> <p><u>第 4 条</u> <u>建築に関する事務を所掌させるため、建築住宅事務所を設置する。</u></p> <p><u>2</u> <u>建築住宅事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県東部 建築住宅事 務所</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> <td style="text-align: center;">鳥取市、岩美郡及び八頭郡</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第 5 条</u> <u>削除</u></p>	名称	位置	所管区域	鳥取県東部 建築住宅事 務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	<p><u>第 4 条及び第 5 条</u> <u>削除</u></p>
名称	位置	所管区域					
鳥取県東部 建築住宅事 務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡及び八頭郡					

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第15号

鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員会の所掌事務)</p> <p><u>第 3 条</u> <u>法第11条第 1 項</u>に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、同条第 2 項第 6 号の規定に基づき、次の各号の事務を所掌するものとする。</p> <p>(1) <u>法第26条第 1 項</u>の規定による中期計画の作成又は変更に係る知事の認可に際して意見を述べること。</p> <p>(2) <u>法第28条第 1 項</u>の規定による毎事業年度における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。</p> <p>(3) <u>法第28条第 1 項第 3 号</u>の規定による中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。</p>	
<p>(委員会の組織)</p> <p><u>第 4 条</u> 委員会は、地方独立行政法人ごとに設置する。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(委員会の組織)</p> <p><u>第 3 条</u> <u>法第11条第 1 項</u>に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、地方独立行政法人ごとに設置する。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(委員長)</p> <p><u>第 5 条</u> 略</p>	<p>(委員長)</p> <p><u>第 4 条</u> 略</p>
<p>(臨時委員)</p> <p><u>第 6 条</u> 略</p>	<p>(臨時委員)</p> <p><u>第 5 条</u> 略</p>
<p>(会議)</p> <p><u>第 7 条</u> 略</p>	<p>(会議)</p> <p><u>第 6 条</u> 略</p>
<p>(秘密保持義務)</p> <p><u>第 8 条</u> 略</p>	<p>(秘密保持義務)</p> <p><u>第 7 条</u> 略</p>
<p>(委員会の庶務)</p> <p><u>第 9 条</u> 略</p>	<p>(委員会の庶務)</p> <p><u>第 8 条</u> 略</p>

<p>(委任) 第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(処分等の制限に係る重要な財産) 第11条 略</p>	<p>(委任) 第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>(処分等の制限に係る重要な財産) 第10条 略</p>
---	--

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第16号**

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第 3 号） 第18条第 1 項に規定する事項	鳥取県総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 1 条の 3 第 1 項に規定する鳥取県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する事項
		鳥取県パートナー県政推進会議	鳥取県民参画基本条例（平成25年鳥取県条例第 3 号）第 2 条の基本理念に基づくパートナー県政の実現に向けた県民参画による県政推進の仕組みづくりに関する事項
略	略	鳥取県県民投票選択肢等検討委員会	鳥取県民参画基本条例第18条第 1 項に規定する事項
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第 2 号）第 22条各号に掲げる事項	略	略
略	略	鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第 2 号）第 22条各号に掲げる事項
鳥取県地震防災調査研究委員会	略	トットリズム推進委員会	トットリズムの推進に関する事項
鳥取県地震防災調査研究委員会	（2）津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項	略	略
		鳥取県地震防災調査研究委員会	（2）津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項
鳥取県版業務継続計	略	鳥取県版業務継続計	県内の市町村その他の事業

略	
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条各号に掲げる事項
略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
略	
鳥取県職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項
略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項
略	
鳥取県男女共同参画審議会	鳥取県男女共同参画推進条例第32条に規定する事項
略	
鳥取県美術展覧会運	鳥取県美術展覧会及び鳥取

画策定推進会議	活動を行う者の業務継続のための取組の推進に関する事項
略	
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条各号に掲げる事項
鳥取県東京アンテナショップ運営会議	鳥取県東京アンテナショップの運営のあり方に関する事項
略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
鳥取県規制改革会議	規制の見直しに係る提案等に関する事項
略	
鳥取県職員一般疾患健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県職員精神疾患健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	略 (2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項
鳥取県人権意識調査実施検討委員会	鳥取県人権意識調査の実施に関する事項
略	
鳥取県男女共同参画審議会	鳥取県男女共同参画推進条例第32条に規定する事項
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	鳥取県男女共同参画推進企業の認定に関する事項
略	
鳥取県ジュニア美術	鳥取県ジュニア美術展覧会

営委員会	県ジュニア美術展覧会の開催要項、審査員の決定その他の運営に関する事項
鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項
略	
2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手の育成、合宿の誘致その他の関連事業に関する事項
略	
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話言語条例（平成25年鳥取県条例第54号）第17条各号に掲げる事項
略	
鳥取県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項に規定する事項

展覧会運営委員会	（以下「ジュニア県展」という。）の開催要項、審査員の決定その他のジュニア県展の運営に関する事項
鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県美術展覧会（以下「県展」という。）の出品の要項、審査員の決定その他の県展の運営に関する事項
鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項
鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員会	鳥取県文化功労賞知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会	とっとり伝統芸能まつりの出演団体の選定並びに開催日及び開催場所の決定に関する事項
略	
2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業検討委員会	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手の育成、合宿の誘致その他の関連事業に関する事項
まんが王国とっとり国際マンガコンテスト審査委員会	まんが王国とっとり国際マンガコンテストの被表彰作品の選考に関する事項
略	
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話言語条例（平成25年鳥取県条例第54号）第17条各号に掲げる事項
鳥取県体験作文等審査委員会	心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
略	
鳥取県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項に規定する事項
鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会	鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進のための施策等に関する事項



鳥取県 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等研修実施委員会	鳥取県 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等を安全に実施する知識と技能を習得するための研修に関する事項
子育て王国とっとり会議	略 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
鳥取県小児慢性特定疾病審査会	略 (2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であって、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項
略	
鳥取県地域医療対策協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項
略	

鳥取県 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等研修実施委員会	鳥取県 <sup>かくたん</sup> 喀痰吸引等を安全に実施する知識と技能を習得するための研修に関する事項
鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会	鳥取県シニア作品展知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
子育て王国とっとり会議	略 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項
とっとり型の保育のあり方研究会	保育・幼児教育のあり方に関する事項
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
鳥取県小児慢性特定疾病審査会	略 (2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であって、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項
鳥取県母子保健対策協議会	県及び市町村が行う母子保健事業についての評価等に関する事項
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項
鳥取県有害図書類指定審査会	青少年に有害な図書類等の指定に関する事項
略	
鳥取県地域医療対策協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項
鳥取県保健師現任教育検討会	県内の現任の保健師に対する教育の評価及び課題並びに推進方策等に関する事項
略	

鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第1項に規定する事項	鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第1項に規定する事項
略		鳥取県医療安全推進協議会	医療法第6条の13第1項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項
略		略	
鳥取県西部感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項	鳥取県西部感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項各号に掲げる事項
鳥取県歯科保健推進協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項	鳥取県がん対策推進会議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項
略		鳥取県歯科保健推進協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項
鳥取県湖山池環境モニタリング委員会	湖山池の汽水湖化による水質及び各種生態系の変化等に係るモニタリングの手法、結果の評価及び課題への対応に関する事項	鳥取県老人ホーム入所調整委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項
略		略	
鳥取県放射能調査専門家会議	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鉱山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項	鳥取県湖山池環境モニタリング委員会	湖山池の汽水湖化による水質及び各種生態系の変化等に係るモニタリングの手法、結果の評価及び課題への対応に関する事項
		鳥取県地下水研究プロジェクト	とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）第26条第1項に規定する研究に関する事項
		鳥取県放射能調査専門家会議	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鉱山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項
		鳥取県衛生環境研究	鳥取県衛生環境研究所が行

		所調査研究外部評価委員会	う調査研究の成果に関する事項
鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）第30条第1項各号に掲げる事項	鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）第30条第1項各号に掲げる事項
		鳥取県特定鳥獣保護管理検討会	生息数が著しく減少し、又は増加している鳥獣の保護又は管理に関する事項
		鳥取県外来種検討委員会	外来種の防除、駆除等の外来種対策に関する事項
		鳥取県自然環境保全コンクール審査会	鳥取県自然環境保全コンクール知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
略		略	
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条に規定する事項	鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条に規定する事項
		鳥取県食の安全推進会議	食品の安全性の確保に関する事項
		鳥取県動物愛護推進協議会	人と動物が安全かつ快適に暮らせる生活環境づくりのための施策に関する事項
略		略	
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条第1項に規定する事項	鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条第1項に規定する事項
		鳥取県住生活基本計画検討委員会	住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項の規定により定める計画に関する事項
略		略	
鳥取県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条第1項に規定する事項	鳥取県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条第1項に規定する事項
		鳥取県経済成長戦略会議	県内経済の成長のための取組に関する事項
		鳥取県経済・雇用振興キャビネット	産業界における事業者若しくは業態特有の課題又は外部環境等の変化に伴う課題及びその解決のための施策に関する事項

		鳥取県グリーン商品認定審査会	鳥取県グリーン商品（廃棄物、間伐材等を原材料として県内で製造され、又は加工され、県内外で販売される商品又は既に販売している商品のうち、環境への負荷が少ないものをいう。）の認定に関する事項
略		略	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第11条第2項第1号及び第4号から第6号までに掲げる事項</u>	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号） <u>第11条第2項各号に掲げる事項</u>
		鳥取県経営革新計画承認審査会	中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項の規定による経営革新計画の承認及びその実施に関する事項
		鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会	鳥取県経営革新大賞知事表彰の被表彰者の選考に関する事項
鳥取県知的財産マネジメント委員会	県等が保有する知的財産権に関する事項	鳥取県知的財産マネジメント委員会	県等が保有する知的財産権に関する事項
		鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議	鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度（県内の中小企業者等が開発し、又は製造する製品等を県が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作る制度をいう。）の対象となる製品の選定に関する事項
		鳥取県技能者表彰候補者選考委員会	卓越した技能者、優れた技能者及び高度熟練技能表彰の被表彰者の選考に関する事項
		鳥取県伝統工芸認定委員会	鳥取県郷土工芸品又は郷土民芸品の指定及び鳥取県伝統工芸士の認定等に関する事項
		食のみやこ鳥取県推進協議会	(1) 鳥取県ふるさと認証食品の認証に関する事項 (2) 「食のみやこ鳥取県」特産品コンクールにおける優れた特産品の選定に関する事項

			(3) 県内において生産若しくは製造加工された製品又は県内で生産若しくは伝承されている材料、技術等を用いて県外において生産若しくは製造加工された製品の利用促進等に関する事項
略		略	
鳥取県農業共済保険審査会	農業保険法（昭和22年法律第185号）第222条第2項に規定する事項	鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第143条の2第2項に規定する事項
		鳥取県優秀経営農林水産業者等被表彰者審査会	優秀経営農林水産業者等の被表彰者の選考に関する事項
		鳥取県立農業大学校外部評価委員会	鳥取県立農業大学校の運営のあり方に関する事項
		鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会	農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は第15条第1項の規定による認定及び特別栽培農産物（農薬及び化学肥料を特に削減して栽培された農産物をいう。）の認証等に関する事項
		鳥取県和牛改良委員会	和牛改良方針、種雄牛造成及び雌牛の改良等に関する事項
		鳥取県和牛再生ステップアップ協議会	和牛振興に向けた和牛ビジョンの策定及びその実現のための施策に関する事項
鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農業農村整備事業が環境に及ぼす影響及び環境の保全措置に関する事項	鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農業農村整備事業が環境に及ぼす影響及び環境の保全措置に関する事項
		鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会	中山間地域等における農地の保全のための施策に関する事項
鳥取県職務育成品種審査会	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号）第25条に規定する職務育成品種の品種登録に関する事項	鳥取県職務育成品種審査会	鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例（平成18年鳥取県条例第11号）第25条に規定する職務育成品種の品種登録に関する事項
		鳥取県農業改良普及所外部評価検討会	農業についての普及指導活動の評価に関する事項

		鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会	農林水産部が所管する試験研究機関が行う試験研究の評価に関する事項
		鳥取県和牛産肉能力検定委員会	種雄牛の選抜のために行う和牛の産肉能力検定に関する事項
鳥取県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項に規定する事項	鳥取県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項に規定する事項
		鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会	県が実施する林業の普及及び指導活動の評価に関する事項
略		略	
鳥取県森林病虫害等（松くい虫）防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項	鳥取県森林病虫害等（松くい虫）防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項
		鳥取県緑化関連表彰等審査会	鳥取県美しいもりづくり功労者知事表彰その他の緑化関連表彰の被表彰者等の選考に関する事項
略		略	
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項に規定する事項	鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7第1項に規定する事項
		鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会	コンクリートひび割れ事例及びコンクリートひび割れ対策に関する事項
		鳥取県新技術等実現化調査検討委員会	社会資本整備における課題解決に必要な新技術及び新工法の有効性及び実現性に関する事項
略		略	
鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条第1項各号に掲げる事項	鳥取県採石場安全対策審議会	鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条第1項各号に掲げる事項
		鳥取県市瀬地区土砂崩落調査委員会	八頭郡智頭町市瀬地区土砂崩落の原因、今後の対策工法及び監視体制等に関する事項
略		略	
鳥取県地方港湾審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項	鳥取県地方港湾審議会	港湾法（昭和25年法律第218号）第35条の2第1項に規定する事項

		鳥取県立みなとさかい交流館運営等協議会	鳥取県立みなとさかい交流館の整備及び運営のあり方に関する事項
略		略	
鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項並びに指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項	鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6
		鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会	条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事
		鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会	項
		鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	
		鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項
		鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会	
		鳥取県観光交流局指定管理施設運営評価委員会	
		鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価	

		委員会 鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県商工労働部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会 鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会
鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会	県が実施する試験研究及び普及指導活動並びに県の機関の運営の評価に関する事項（他の附属機関の調査審議する事項を除く。）	
鳥取県補助金等審査会	県が県以外の補助事業等を行う者に対して相当の反対給付を受けないで交付する補助金、交付金、利子補給金その他これに類するものの交付の対象となる事務又は事業の採択等に関する事項	
鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会	県が発注する業務に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため公募等により契約の相手方を選定する場合における当該相手方の選定に関する事項及び第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を実施する場合における落札者の決定に関する事項	



鳥取県表彰・認定等 審査会	県が行う表彰、認定その他これらに類するものの対象者等の審査、選考等に関する事項（他の附属機関の調査審議する事項を除く。）
------------------	--

--	--

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	職員に適用する健康管理区分の決定に関する事項
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第8条各号に掲げる事項
略	
鳥取県特別支援教育推進委員会	公立学校における障がいのある児童、生徒等の支援等に関する事項
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する事項
略	
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	職員に適用する一般疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	職員に適用する精神疾患に係る健康管理区分の決定に関する事項
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第8条各号に掲げる事項
鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会	他の教員のモデルとなるような優れた教育を実践している教員として認定すべき者の選考に関する事項
略	
鳥取県就学支援委員会	障がいのある児童、生徒等の就学先及び転学等に関する事項
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会	特別支援学校における技能検定に関する事項
鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	特別支援学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する事項
鳥取県英語教育推進会議	小学校、中学校及び高等学校における英語教育の推進に関する事項
略	
鳥取県立高等学校運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する

運営指導委員会	事項
略	
鳥取県立学校学校評議員会	県立学校の運営に関する事項
略	
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	児童等に対する指導が不適切な教員の認定及びその処遇等に関する事項
略	
鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	鳥取県立青少年社会教育施設の施設運営のあり方に関する事項
鳥取県立図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項に規定する事項
略	

	事項
鳥取県高校生英語弁論大会審査会	鳥取県高校生英語弁論大会における優秀な発表者の選考に関する事項
鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会	鳥取県高校生理数課題研究等発表会における優秀な発表者の選考に関する事項
略	
鳥取県立学校学校評議員会	県立学校の運営に関する事項
鳥取県キャリア教育推進会議	高等学校におけるキャリア教育のあり方及びキャリア形成のための具体的な施策に関する事項
略	
鳥取県指導改善研修教員審査委員会	児童等に対する指導が不適切な教員の認定及びその処遇等に関する事項
鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議	地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項
略	
鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会	鳥取県立船上山少年自然の家の施設運営のあり方に関する事項
鳥取県立大山青年の家運営委員会	鳥取県立大山青年の家の施設運営のあり方に関する事項
鳥取県立図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項に規定する事項
鳥取県育英奨学生選考委員会	高等学校等奨学資金及び大学等奨学資金の貸付等に関する事項
略	
鳥取県学校の安全教育推進委員会	学校の実践的な安全教育の充実を図ることを目的とした事業の実施に関する事項
鳥取県子どもの体力向上支援委員会	鳥取県の児童及び生徒の体力に関する調査結果の考察並びに当該調査結果の学校における活用方法及び県の体力向上の取組に関する事項
鳥取県武道指導推進	中学校における武道の授業

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項並びに指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項	委員会	に派遣する外部指導者の活用方法に関する事項
鳥取県教育委員会補助金等審査会	県が県以外の補助事業等を行う者に対して相当の反対給付を受けないで交付する補助金、交付金、利子補給金その他これに類するものの交付の対象となる事務又は事業の採択等に関する事項	鳥取県がん教育推進協議会	学校におけるがん教育の推進に関する事項
鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会	県が発注する業務に係る地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため公募等により契約の相手方を選定する場合における当該相手方の選定に関する事項及び第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を実施する場合における落札者の決定に関する事項	鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項
鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会	県が行う表彰、認定その他これらに類するものの対象者等の審査、選考等に関する事項（他の附属機関の調査審議する事項を除く。）	鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会	指定管理者に管理を行わせている県立施設の管理運営状況の評価に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第1の左欄又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表

第1の左欄又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県職員健康管理審査会	鳥取県職員一般疾患健康管理審査会 鳥取県職員精神疾患健康管理審査会
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権意識調査実施検討委員会
鳥取県美術展覧会運営委員会	鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県有害図書類指定審査会
鳥取県がん対策推進県民会議	鳥取県がん対策推進会議
鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会 鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会 鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会 鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会 鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会 鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会 鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会 鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会 鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会 鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会 鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会 鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県観光交流局指定管理施設運営評価委員会 鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県商工労働部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県農林水産部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会 鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会 鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会
鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会	鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会 鳥取県立農業大学校外部評価委員会 鳥取県農業改良普及所外部評価検討会 鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会 鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会
鳥取県補助金等審査会	トットリズム推進委員会
鳥取県表彰・認定等審査会	トットリズム推進委員会 鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会 鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員会 とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会 まんが王国とっとり国際マンガコンテスト審査委員会 鳥取県体験作文等審査委員会 鳥取県シニア作品展優秀作品選考委員会 鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会 鳥取県自然環境保全コンクール審査会 鳥取県グリーン商品認定審査会 鳥取県経営革新計画承認審査会

	鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会 鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議 鳥取県技能者表彰候補者選考委員会 鳥取県伝統工芸認定委員会 食のみやこ鳥取県推進協議会 鳥取県優秀経営農林水産業者等被表彰者審査会 鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会 鳥取県和牛産肉能力検定委員会 鳥取県緑化関連表彰等審査会
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会 鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会
鳥取県特別支援教育推進委員会	鳥取県就学支援委員会 鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会 鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会 鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	鳥取県立高等学校運営指導委員会
鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会 鳥取県立大山青年の家運営委員会
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会	鳥取県教育委員会指定管理候補者審査委員会 鳥取県教育委員会指定管理施設運営評価委員会
鳥取県教育委員会表彰・認定等審査会	鳥取県高校生英語弁論大会審査会 鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会 鳥取県育英奨学生選考委員会

- 2 この条例の施行の際現に鳥取県附属機関条例第2条第3項の規定により設置されている附属機関については、改正後の鳥取県附属機関条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。